



下呂市告示第194号

行旅病人及行旅死亡人取扱法第7条の規定に基づき、下記の者の遺体を火葬し、遺骨は当市の納骨堂に保管しましたので、同法第9条の規定に基づき告示します。

心当たりの方は、当市福祉部社会福祉課まで申し出てください。

令和8年6月30日

下呂市長 山 内



本籍・住所・氏名	不詳
年齢	不詳
性別	不詳
特徴	不詳
死亡の日時	不詳
死亡の状況	令和8年6月11日下呂市金山町大船渡地内において白骨化した頭蓋骨が発見されました。
着衣及び所持品	なし